

令和元年度答申第59号  
令和元年12月18日

諮問番号 令和元年度諮問第55号（令和元年11月21日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という）が、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃金支払確保法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃金支払確保法施行令」という。）2条1項4号の規定に基づき、自らが雇用されていた事業主について、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 賃金支払確保法7条は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他

「政令で定める事由」に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わって弁済するものとする規定している。

- (2) 上記(1)の「政令で定める事由」については、賃金支払確保法施行令2条1項4号が、上記(1)の事業主（中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として「厚生労働省令で定める状態」になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

そして、上記「厚生労働省令で定める状態」については、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃金支払確保法施行規則」という。）8条が「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」とすると規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年2月20日、処分庁に対し、賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づき、自らが雇用されていたG社（以下「本件会社」という。）について、中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことの認定申請（本件申請）をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、平成29年12月15日付けで、審査請求人に対し、「現在もH店なる屋号を用い、事業活動を行っている事実があり、事業活動が停止したとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、平成30年3月16日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和元年11月21日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

### 3 審査請求人の主張の要旨

本件では、本件会社が現在も事業活動を行っているか否かを形式的基準によって判断すれば足りるにもかかわらず、処分庁が、本件会社の代表取締役であるPが本件会社を含む複数の会社を設立し、これらの会社間において現在も資金環流等が継続しているとして、本件会社が実質的に事業活動を行っているとの判断をしたのは、賃金支払確保法の解釈を誤ったものであるから、本件不認定処分は取り消されるべきである。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

1 本件の争点は、処分庁が本件不認定処分をした平成29年12月15日の時点において、本件会社の事業活動等の状態が、賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行規則8条に規定する認定要件のうち、「事業活動が停止し、再開する見込みがない」ことに該当していたか否かである。

(1) 本件会社は、その履歴事項全部証明書により、平成28年4月28日にG'社から商号変更をした会社であって、レストランの企画・運営、キャンプ場、旅館及びホテルの所有・運営、キャンプ及びアウトドア関連製品の製造、卸及び販売等を事業目的としていることが分かる。

審査請求人は、本件会社の店舗の一つである「I店」に勤務していたが、平成28年8月20日に店舗閉鎖に伴い退職した。

(2) 本件会社は、複数の飲食店及びキャンプ用品店(H店)を営んでいたが、平成29年2月末頃に飲食店は全てを閉鎖し、その後は、H店のみで労働者を雇用して事業を続けていた。

平成29年9月8日付けのPからの聴取書によると、本件会社は、H店についてJ社に営業譲渡し、同年8月21日に全ての事業を停止しており、Pは、H店の経営には一切関わっていないが、引き続き店長のようなことをしているとのことである。

また、本件会社の銀行口座の全てについて、平成29年5月29日以降は取引記録がないことを確認することができる。

(3) しかし、平成29年7月15日付け営業譲渡契約書によると、H店は、J社ではなく、Kなる人物に営業譲渡した形となっており、同年8月1日付け業務委託契約書によると、Pは、KからL<sub>1</sub>社とH店の業務を受託した形となっている。

平成29年11月20日付けのPからの聴取書によると、H店の経営に使

用している銀行口座は、L<sub>1</sub>社名義の銀行口座であって、当該銀行口座の管理は、同年8月初旬以降、J社のBが管理しているとのことである。

(4) 処分庁が行ったH店の経営実態に関する調査によると、以下のことを確認することができる。

ア H店の店舗の電気料金の契約者はL<sub>2</sub>社であり、その連絡先はPの携帯電話と同じであった。

イ H店の各取引先への照会に対する回答9件のうち、H店の代表者がPであるとの回答が5件あった（他は、代表者の記載がない回答等であった。）。

ウ 処分庁がH店を臨検した際に店舗内にいた労働者2名は、処分庁の職員への聴取に対し、H店の店舗の責任者はPであると申し立てた。

エ 平成29年12月頃、「M社」なる企業のブログに「【商いのコト】「なにを、だれに、どう売るか」。H店オーナーに学ぶ成功の心得」と題した記事が掲載されたが、その記事では、PがH店の店舗内でオーナーとして店舗経営を成功させるポイント等を話している様子が写真付きで紹介されていた。

(5) 平成29年10月31日付けのPからの聴取書によると、Pは、L<sub>1</sub>社及びL<sub>2</sub>社の代表取締役でもあり、本件会社とこれらの2社は、法人格は別であるが、互いに資金を融通し合い、事実上一つの会社として運営していたとのことである。

(6) L<sub>1</sub>社の銀行口座の取引履歴から、平成29年8月以降、依頼人名を「H店」、「P」、「G社」とする出金が行われていることを確認することができる。

また、上記銀行口座の取引履歴には、平成29年8月23日以降も、それ以前から定期的に出金が行われている出金先（N社、Pの他の親族）に対する複数回の出金があることを確認することができる。

さらに、上記銀行口座の取引履歴には、上記(4)のエの「M社」からの複数回の入金があることも確認することができる。

(7) 以上の客観的資料から、H店については、Pが代表取締役を務めるL<sub>1</sub>社の銀行口座を利用して資金の入出を行っていることが明らかとなり、その店舗の電気契約の名義もPが代表取締役を務めるL<sub>2</sub>社であることから、本件会社、L<sub>1</sub>社及びL<sub>2</sub>社の3社で事実上一つの会社として運営していたとするPの供述の信憑性が裏付けられる。

以上によれば、本件会社の銀行口座は、平成29年5月29日以降、動きがなく、本件会社が所有するH店の営業譲渡契約も取り交わされていることから、本件会社の事業自体は形式的には停止していると判断することができる。しかし、本件会社がH店を所有していないとしても、実質的には本件会社がその経営を継続していることを客観的資料から判断することができるから、本件会社が事業活動を継続していると認められる。

したがって、本件会社が賃金支払確保法施行規則8条に規定する「事業活動が停止し、再開する見込みがない」ことに該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

- 2 なお、審査請求人は、本件会社が現在も事業活動を行っているか否かは形式的基準によって判断すれば足りると主張するが、本件では、破産手続開始決定等がされていないから、賃金支払確保法7条の要件に合致するか否かは、本件会社が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて、所轄労働基準監督署長が実態に即して総合的に判断した上で認定する必要がある。本件会社は、飲食店及びH店の運営に係る事業を行っていたところ、飲食店が閉鎖され、H店が営業譲渡されたとしても、実質的にはPによるH店の経営が従前どおり継続されている状態にあることが認められるため、実態として本件会社の事業活動が停止しているとはいえない。

また、審査請求人は、本件会社は、既に支払不能の状態に陥っているにもかかわらず、多数の従業員が不利益を被ることを認識しながら破産申立て等の法的手続を行わずに放置しており、極めて悪質であるところ、処分庁がこれを等閑視して本件不認定処分をしたのは、未払賃金の立替払を行うことによって退職労働者を救済するという賃金支払確保法の趣旨に反するとも主張するが、法的倒産手続を行わない行為は、賃金支払確保法7条、賃金支払確保法施行令2条及び賃金支払確保法施行規則8条に規定する事実上の倒産の認定の要件とは関係しない。

- 3 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが妥当である。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はう

かがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

(1) 賃金支払確保法7条及び賃金支払確保法施行令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要である。本件では、本件会社が事業活動を停止したか否かが問題となっている。

(2) まず、Pは、平成29年8月21日付けで本件会社の全ての事業活動を停止したと供述している（同年9月8日付けのPからの聴取書）ところ、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事情が認められるから、本件会社は、形式的には事業活動を全て停止した外観を呈している。

ア 本件会社は、複数の飲食店（審査請求人が勤務していた飲食店（I店）を含む。）とキャンプ用品販売店（屋号がH店）を運営していたが、飲食店については、平成29年2月末頃までに全てが閉鎖され、H店については、同年7月15日付けでQとの間で営業譲渡契約（以下「本件営業譲渡契約」という。）が締結された。また、E地にあったH店の店舗は、閉鎖された。

（審査請求人の認定申請書、平成29年9月8日付けのPからの聴取書、  
営業譲渡契約書、現地調査復命書）

イ 本件会社は、平成29年9月1日、C税務署長及びD都税事務所長に対し、同年8月21日（以下「休業日」という。）をもって休業した旨の異動届書を提出した。

（異動届書）

ウ 本件会社の全ての銀行口座について、休業日以降、入出金の動きが見られない。

（O銀行S支店からの回答書、T銀行U支店からの回答書）

(3) しかし、以下のとおり、本件会社は、休業日以降も、H店の経営を継続しているというべきである。

ア まず、本件会社は、H店についてQとの間で本件営業譲渡契約を締結しているが、その直後にQとPとの間でH店についての業務委託契約が締結され、QからPに対し業務委託手数料（営業利益の15%相当）が支払われることになっていること（平成29年8月1日付け業務委託契約書）、そして、本件会社とQとの間には、もともと、1000万円の金銭消費貸借契約（同年6月15日付け）が締結されていたが、その返済

期日（同年7月15日）に本件会社が借入金を返済することができなかったこと（金銭消費貸借契約書、債務弁済誓約書）、さらには、PがQはいわゆるヤミ金融業者である趣旨の供述をしていること（同年11月20日付け及び同月29日付けのPからの聴取書）を考え併せると、上記返済期日と同日付けで締結された本件営業譲渡契約は、Pに支払われる業務委託料によって本件会社の借入金を返済させるための手段として締結されたものであって、営業譲渡の実質を伴うものではないと考えられる。

イ そして、本件営業譲渡契約締結後のH店の経営実態を見てみると、各項末尾掲記の資料によれば、以下の事情が認められる。

① H店のE地にあった店舗は、上記(2)のAのとおり、一旦閉鎖されたが、平成29年8月23日にF地に新店舗が開業し、この新店舗でH店の業務が再開された。

なお、上記新店舗の電気契約の契約者は、L<sub>2</sub>社である。L<sub>2</sub>社は平成26年1月20日に設立された会社で、代表取締役はPほか1名であるが、Pは、L<sub>2</sub>社について、「会社と言っても実態は私の個人コンサルティング会社」で、「事業活動は私の住居で行っている」と供述している。

（平成29年9月8日付け及び同年10月31日付けのPからの聴取書、現地調査復命書、電気料金の納入状況等について（回答）、L<sub>2</sub>社の履歴事項全部証明書）

② Pは、「実は平成29年6月1日以降、H店に伴う入出金は、L<sub>1</sub>社の口座に移し替えていました。」と供述しているところ、L<sub>1</sub>社は平成26年1月21日に設立された会社で、代表取締役はPであるが、Pは、L<sub>1</sub>社について、「なし崩し的に事業活動が終わり、今は休眠状態」と供述している。

そこで、L<sub>1</sub>社の銀行口座（V銀行W支店）の取引履歴を見てみると、本件会社の休業日以降も、「出金」取引中に、H店の3名の従業員（R<sub>1</sub>、R<sub>2</sub>及びR<sub>3</sub>）に対する給料の支払と思われる出金や、H店の取引先である6事業者（Z<sub>1</sub>社、Z<sub>2</sub>社、Z<sub>3</sub>社、Z<sub>4</sub>社、Z<sub>5</sub>社及びZ<sub>6</sub>社）に対する支払と思われる出金があるほか、送金の詳細（送金先、送金目的等）は不明であるが、H店を依頼人とする多数の出金に加えて、本件会社を依頼人とする出金も認められる。

(平成29年9月8日付け、同年11月20日付け及び同月29日付けのPからの聴取書、L1社の履歴事項全部証明書、同年10月19日付けのR1との面談録取書、各取引先からの回答書、V銀行W支店の取引履歴明細)

- ③ 一方、L1社の銀行口座（V銀行W支店）の取引履歴中の「入金」取引（本件会社の休業日以降）を見てみると、口座残高が少なくなると、その都度、L1社の別の銀行口座（O銀行Y支店）から大口の入金がされるということが繰り返されている。そして、この大口の入金に必要な資金が、その入金に近接した時期に、特定の第三者から上記のL1社の別の銀行口座に振り込まれるということが繰り返されている。

(V銀行W支店の取引履歴明細、O銀行Y支店の普通預金元帳)

- ④ したがって、L1社の上記二つの銀行口座は、いずれも、H店の営業に係る入出金のために利用されているだけであって、L1社には、Pが供述しているように、会社としての実態がないことが明らかである。
- ⑤ 処分庁がH店の取引先である10事業者にした照会に対し、7事業者が、本件会社の休業日以降も、取引を継続していると回答したが、そのうちの4事業者は、H店の代表者はPであると回答し、Qがその代表者であると回答した事業者はいなかった。

(各取引先からの回答書)

- ⑥ 処分庁がH店のF地の新店舗を臨検した際に同店舗にいた2名の従業員は、処分庁の職員の聴取に対し、H店の責任者はPである趣旨の回答をした。

(平成29年10月19日付けのR1との面談録取書、同日付けのR4との面談録取書)

- ⑦ 平成29年12月頃、「M社」なる企業のブログに、「【商いのコト】「なにを、だれに、どう売るか」。H店オーナーに学ぶ成功の心得」と題した記事が掲載されたが、その記事は、PがH店の店舗内で店舗経営を成功させるポイント等を話している様子を写真付きで紹介する（写真に写っている人物は、Pと思われる。）とともに、H店のオーナーはPであると明言している。

(ブログの記事、Pの運転免許証)

以上によれば、H店について、営業譲渡を受けたというQが経営をしている形跡は全く見受けられず、Pが、会社としての実態のない自らの会社



(L<sub>2</sub>社及びL<sub>1</sub>社)を利用して、その経営を継続しているものと見るのが相当である。

(4) そうすると、本件会社は、休業日以降も、H店の経営を継続しているというべきであるから、本件会社が事業活動を停止したとは認められない。

したがって、本件不認定処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、本件会社が事業活動を停止したか否かは形式的基準によって判断すれば足りると主張する(形式的基準の意味が明らかではないが、本件会社名義での事業活動が行われているか否かという基準によって判断すべきであると主張しているようである。)ほか、処分庁が、Pが法的破産手続の申立てをしないで放置していることを等閑視して、本件不認定処分をしたことは、賃金支払確保法の趣旨に反するとも主張するが、いずれも、独自の主張であって、失当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公